

Title	アスクウヰス卿の「産業上の諸問題と争議」
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.6 (1921. 6) ,p.907(147)- 909(149)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210601-0147">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210601-0147</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 新刊紹介

Dr. Kurt Giese: - Das Seefrachtarifwesen. Berlin 1919.

海運に關する著書は少いとは云はれまいが、之を經濟的見地から取扱つたものは決して多いとは云はれない。特に海運の賃率を研究の主題としたものに至つては吾人の寡聞なる、その數は極めて少ないと云はざるを得ない。然るに吾人はハンブルトの Oberregierungsrat たる Dr. Giese によつて海運賃率論なる一書を提供せられ研究上に多大の便益を與へられた。今その結構の概要を左に紹介する。

本書は菊版で三百七十九頁、その中約七十頁が附録で本文は三百餘頁、序論の外三部に分たれる。第一部は海運賃率の成立と題し、第一篇に於て賃率成立の前提を、第二篇に於て此前提の一として海運の海商よりの獨立を、第三篇に

し制定せられ適用せらるゝ賃率をば國民經濟の見地からして批判し、將來之に對して如何なる賃率政策を採るべきやの方針を示し之が現實の手段を述べて居る。

以上略述したる所から見ると、著者は多くの鐵道研究者が鐵道賃率論を試むるに當つて採ると略々同じ態度を以て海運賃率の研究を試みて居るものなることが窺はれる。從來賃率論は鐵道に於て最も理論的に取扱はれて來たが、著者は之を海運にまで及ぼさうとして居るのである。無論その提供して居る理論的材料に至つては從來幾多の著者の示せるものが大部分を占めて居るやうであるけれども、然し目新しいものがないではない、海運に於ける費用の研究、特に恒常費と可變費との關係を説明し例示したなどはその一例である。出版は千九百十九年であるけれども書中に挿入せる統計は多くは千九百十三年までのもの即ち大戰前のものに係る。一層新しいものが望ましいけれども數年間封鎖されたる獨逸國內での著作でもあり且つ戰時

於て往時の海運賃率の成立及び構成を説き、第四篇に於て自由主義的海運政策の下に於ける近代の賃率の成立を取扱ひ之を數章に分つて賃率の成立するに至つた事情を七十餘頁に亘つて説明して居る。之が先づ前編といふ形である。次に第二部は海運賃率の説明と題し、その第一篇總論を八章に分つて海運賃率の國民經濟上に於ける意義、根本概念、分類、國家の行政と賃率との關係、賃率に對する諸要求その他を約四十頁に亘つて説明し、第二篇に於ては賃率の基礎を主題として總説、交通の費用、交通の價值、競争及び其影響等を分説し、第三篇は賃率の制定を取扱ひ、之を十二章に分つて賃率の内容、賃率制度、運送距離と運送方法と英語で所謂 "Rates" の有無と貨物の性質とに對する考慮、適用範圍による分類、特別賃率、最低賃率、特惠賃率、其他を約九十頁に亘つて詳説して居る。之が先づ本論と見るべきもので分量の上から云つても全卷の半を占めて居る。而して第三部は結論とも見るべきもので、右の如くにして成立

中は眞の統計が公示されなかつたといふやうな事情もあつたであらうから、此の點は已むを得ないものと云はねばならない。

附録は内容の上から見て三つとなる。第一は諸海運會社の實行に係る各種賃率にして書中に引用せられたるもの、一覽表、第二は海運賃率の研究に關する參考書目であつて共に詳細を極めて居る。而して第三は主として新古幾多の賃率表を集めたもので、十七世紀時代、十九世紀中葉、及び歐洲大戰前に於ける各地の運賃表、各種貨物に就ての重量と容積との比例、等級賃率及び Commodity rates の例その他を示してあつて頗る有益なる資料を含んで居る。終りに添えたる索引が巻頭の詳細なる目次と相待つて讀者に多大の便益を與へて居ることは云ふ迄もない。

(増 井 幸 雄)

### 「産業上の諸問題と爭議」

Industrial Problems and Disputes by Lord

Askwith. pp. X. 494. London: John Murray.  
21 S. Net.

本書の著者アスクウキス卿が多年英國商務院並に勞働省に勤務し、幾多勞働立法の制定に參與し、又勞働行政の衝に當つたことは、英國勞働問題に少しも注意を拂つた人の熟知する所である。本書は四十二章に分たれて居る。各章の間に別に系統脈絡の存する次第ではなく、寧ろ一個の論文集とも見られるが、私の知れる範圍で申せば、ドノ論文も總て未發表のものばかりと思はれる。斯く各章の間に聯絡はないものゝ、第七章から第二十六章に至る二十章は實に千八百八十九年の船渠同盟罷業を始めとして、連年諸事業に起つた勞働爭議を年代順に評論し、其間に勞働立法が如何に發展したかを述べたものであり、第三十三章から第三十七章に至る五章は歐洲戦時に於ける勞働立法を論じたものであり、而して其間に綴られた章にも職業紹介所とか、最低賃銀裁定局とか、失業救済とか云ふようなアスクウキス卿の實際に干與した制度

に就ての議論を見出すのである。

英國近年の勞働立法なり、勞働爭議なりに就ては、其表面の事情や、理由は幾多の文書に依つて明にされて居るが、内面に如何なる情實があつて、立法の成立、爭議の解決を妨げたであらうか、道理から云へば斯くある可き事柄が事實に於て反對の方嚮に赴いたのは、如何なる譯であらうかと云ふような疑問は之を解くを得ない。アスクウキス卿の著書は是等の點に於て、吾人に幾多の知識を與へる。例へば職業紹介所に對しては、創設の當初から、種々の批評が行はれたが、千九百十一年並に同十二年には、紹介所を以つて一般の希望に副はないとする噂が多くなり、熟練職業に於ける勞働組合では組合自ら失業者を取扱ふ以前の方法に立戻つたり、或は此方法を固守すると云ふことの如き、而して斯る趨勢を生ずるに至つた原因を以つて、勞働者が自己の關係ある問題は自ら之を解決する希望を懷く爲めであるとしたことの如き、戦時クライドや其他に起つた同盟罷業と當時の暴利

獲得との間に如何なる關係があり、政府が爭議を解決する爲めに、暴利取締に就て、如何に焦慮したかと云ふことの如き、何れも興味ある事實としなければならぬ。私は本書を讀過する間に、アスクウキス卿でなければ、斯うは書けないであらう、斯うは論斷するを得ないであらうと思はれる個所に接して、實驗家の回想録の重んず可き所以を今更らの如く感じたのである。

(堀江 歸一)

上田貞次郎著

改訂 増補 株式會社經濟論

菊版四三〇頁外附録及索引  
定價金四圓東京富山房發行

株式會社の起源並びにその本質に就いては從來屢々法學者の間にも經濟學者の間にも意見が戦はされたところであつて、吾が國に於てもこれに關する多數の論文が公にせられてゐる。さうしてこの論争は實に斯界の二偉觀とも稱すべ

きものであるが就中福田博士及び上田博士の詳細なる研究は白眉とせられてゐる。福田博士の所論は十餘年前より部分的には講演に或は雜誌によつて公にせられ後纏められて「續經濟學研究」の第五編「株式會社研究」となり、また近業「國民經濟講話」に於ても窺ふことが出来、上田博士も既に大正二年「株式會社經濟論」を著して所懐を公にしてゐられる。此處に紹介せんとする「改訂増補株式會社經濟論」は實に後者の新版である。

自分は嘗て株式會社に於いては企業家は誰であるかといふ質問を受けた時、先づ上田博士の「株式會社經濟論」によつて大ひに自己の蒙を啓くことを得たが、博士と所説の重要な部分に於いて意見を異にせられる福田博士も「この書は邦語で株式會社のことを經濟上から説いた唯一の權威であります」(國民經濟講話(二)一六七五頁)と激賞せられた。自分はこれを以て經濟上より見たる株式會社に關する多年の論争に於ける最大の收穫であると確信してゐる。